

公 告

京都府京丹後市久美浜町関の区域の一部を受益地とする農業競争力強化農地整備事業（関地区）を府営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条の2第5項において準用する同法第85条第6項の規定によりこの旨を公告し、当該事業の計画の概要を縦覧に供する。

また、当該計画の概要に意見がある者は、同法第85条の2第5項において準用する同法第85条第7項の規定により意見書を提出されたい。

なお、縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間及び場所並びに意見書の提出方法等については下記記載のとおりである。

令和8年2月26日

申請人

京丹後市長 中山 泰

記

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
府営土地改良事業計画概要書（関地区）
- 2 縦覧の期間
令和8年2月26日から令和8年3月19日まで
- 3 縦覧の場所
京丹後市のウェブサイト及び京丹後市役所大宮庁舎（農林水産部農林整備課）
- 4 意見書の提出方法等について
 - (1) 意見書の提出方法
 - ①郵便 〒629-2501
京都府京丹後市大宮町口大野226番地
京丹後市農林水産部農林整備課
 - ②電子メール
norin@city.kyotango.lg.jp
 - (2) 意見書の提出期限
令和8年3月19日
 - (3) 意見書の提出上の注意事項
 - ① 意見書の様式は任意ですが、提出される意見書は日本語に限ります。
 - ② 意見書には、個人にあっては氏名及び住所を、法人にあってはその名称及び主たる事務所の所在地をそれぞれ記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただく場合があるためお尋ねするものです。

- ③ 提出いただいた意見は、公表する場合がありますとともに、当該意見に対して個別には回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ④ 電話での意見はお受けできません。